

件名	<b>亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例</b>	<b>企画総務部 人事情報室</b>
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）により地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>地方公務員法第58条の2第1項の規定に基づき条例で定める人事行政の運営等の状況の公表について、任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を次のとおり改めます。 <b>&lt; 第3条関係 &gt;</b></p> <p>(1) 職員の人事評価、休業及び退職管理の状況を加えます。</p> <p>(2) 職員の勤務成績の評定の状況を削ります。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第8号

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5）職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。